



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 70 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)..... 1
- 71 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 ( " )..... 1
- 72 " ( " )..... 1
- 73 救急病院の認定 (医務課)..... 2

### ○ 監査公表

- 監査公表第2号 ..... 2

### ○ 諸報

- 和歌山県収用委員会公示送達 (収用委員会)..... 10
- 平成23年度和歌山県行政書士試験の合格者 (財団法人行政書士試験研究センター)..... 11

## 告 示

### 和歌山県告示第70号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011000456	かみひこうき	橋本市神野々651-1	就労継続支援B型	特になし	特定非営利活動法人かみひこうき	橋本市神野々651-1	平成24.2.1	平成30.1.31

### 和歌山県告示第71号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
玉井循環器内科クリニック	和歌山市吹上2丁目6-47	玉井淳	平成24.2.1

### 和歌山県告示第72号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院

医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
あおぞら薬局岩橋店	和歌山市岩橋1583-13	富永尚晃	平成24.2.1

和歌山県告示第73号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 貴志川紀和病院
- 2 所在地 紀の川市貴志川町丸栖1423-3
- 3 有効期限 平成27年1月25日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第2号

平成23年9月6日付け監査報告第9号及び平成23年9月7日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年1月31日

和歌山県監査委員 楠 本 隆  
和歌山県監査委員 足 立 聖 子  
和歌山県監査委員 藤 山 将 材  
和歌山県監査委員 服 部 一

1 和歌山県消費生活センター

- (1) 監査実施年月日 平成23年7月27日
- (2) 監査の結果

注意事項

- ア 旅行命令簿において、早朝出発に該当する出発時刻ではないのに早朝出発と記載されており、旅費が加算されていたので、適切に処理されたい。
- イ 通信運搬費において、支出負担行為即支出命令によって切手代金を支出していたので、適正に処理されたい。

- (3) 監査の結果に基づき講じた措置

- ア 旅費を加算していた職員から平成23年5月12日に全額納付を受け、返還している。
- イ 支出事務について、適正に処理するよう注意喚起を行い、再発防止に努めている。

2 和歌山県動物愛護センター

- (1) 監査実施年月日 平成23年7月27日
- (2) 監査の結果

注意事項

プリンターを廃棄しているが、物品不用調書及び不用品処分調書が作成されていなかったため、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

物品不用調書及び不用品処分調書を監査後速やかに作成し、適正に処理した。

3 和歌山県立図書館

(1) 監査実施年月日 平成23年7月27日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 集中調達物品の消耗品費の納品検査において、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

イ 音響設備の修繕を一者の見積書により随意契約で行っているが、二者以上のものから見積書を徴取されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 納品検査については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知を職員に再度周知徹底し、適正に処理している。

イ 修繕の随意契約については、二者以上のものから見積書を徴するように改めている。

4 和歌山県立近代美術館

(1) 監査実施年月日 平成23年7月27日

(2) 監査の結果

注意事項

年間を通じて実施している保守点検業務において、新たな保守・点検及び修繕の必要性が報告されていないにもかかわらず、それらの業務を発注しており、さらに、当該保守・点検については、本来、修繕料で執行すべきであるのに委託料で執行されているものが含まれていることから、今後、適正な事務処理に留意されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

年間の保守点検業務に含まれない部分で、耐用年数等を考慮し保全のため部品の交換を行ったものであるが、部品の交換についても事前に点検を行った上、点検報告書等に基づき修繕を行うよう改善する。

また、新たな保守点検業務の中に、年間契約の保守点検以外の点検業務を含んでいたため、委託業務として処理したものであるが、今後は点検業務と修繕業務を分けて適切に事務処理を行う。

5 和歌山県立紀伊風土記の丘

(1) 監査実施年月日 平成23年7月27日

(2) 監査の結果

注意事項

集中調達物品以外の物品の納品書の受付において、発注課室の受付印、職員の個人印を押印していないものが1件あったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

集中調達物品以外の物品の納品書の受付方法について、組織内のチェック体制を厳重にし、押印漏れ等のないよう、適正に処理している。

6 海草振興局地域振興部

(1) 監査実施年月日 平成23年7月28日

(2) 監査の結果

## 注意事項

ア 繰越事業がないのに、繰越事業に係る事務費の配当予算を受けて執行していたので、適正に処理されたい。

イ 委託業務契約において、求めている実績報告書が提出されていなかったため、適正に処理されたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 繰越事業等の事務費の予算配当を受けた時は、該当事業の有無及び規模等を十分精査した上で、適正な予算執行を行うよう徹底した。

イ 未提出となっていた実績報告書を受託業者から受領して適正に処理するとともに、今後、提出書類の漏れがないように、契約業務の執行を適正に管理し、契約内容を遵守するよう徹底した。

## 7 海草振興局健康福祉部

(1) 監査実施年月日 平成23年7月28日

(2) 監査の結果

## 注意事項

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成22年度末で約536万円となっており、前年度末と比し約117万円減少している。今後とも、新規未償還金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、過年度分の未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、新たな滞納者を出さないことが重要であるとの観点から、貸付申請時には、借主はもとより、連帯借主及び連帯保証人に対しても説明を行い、貸付けの趣旨の徹底を図った。

また、過年度貸付金の未償還金については、滞納者の実情や態様に応じて、電話、文書及び訪問による催告を組み合わせ、継続的に償還指導を行い、それでも納付しない場合は、連帯借主及び連帯保証人に対し納付指導を行った。その結果、平成23年10月末現在の未償還金は519万円であり、平成22年度末に比し17万円減少した。

## 8 海草振興局建設部

(1) 監査実施年月日 平成23年7月28日

(2) 監査の結果

## 注意事項

ア 土木使用料等の収入未済額については、平成22年度末で約60万円となっており、前年度に比し約245万円減少している。

今後とも、未納者の現状を把握して、適正な債権管理に努められたい。

イ 道路占用料、河川占用料及び常時使用に係る和歌山県都市公園使用料の納期限について、和歌山県税外収入徴収規則（昭和33年和歌山県規則第34号）別表第4に定める期限と異なる設定をした事例が多数あった。

また、同表で定める納期限後に許可を与えた事例について、収入調定日が遅延した事例が散見されたので、適正に処理されたい。

ウ 事務所設置目的で行政財産の目的外使用許可を与えた事例について、使用料の積算単価、面積及び使用料の収入科目を誤っていたので、適正に処理されたい。

エ 海南工事事務所における許可期間が1か月未満の道路占用料について、消費税の課税対象となるが、消費税額を加算していない事例があったので適正に処理されたい。

オ 河川法（昭和39年法律第167号）第24条の規定に基づく占用許可について、占用料を免除している事例があったが、その根拠が不明であるため、決裁文書に記載するなど、適正に処理されたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 土木使用料等の収入未済額約60万円について、平成23年9月末で約27万円が収入済となっており、残る未納分についても、今後とも、適正な債権管理に努める。

イ 道路占用料、河川占用料及び常時使用に係る和歌山県都市公園使用料の納期限について、和歌山県税外収入徴収規則別表第4に基づき今年度は適切に処理を行った。

今後とも、納期限に十分留意しながら適切な事務処理に努める。

また、同規則同表に定める期限以降（8月1日以降）に許可した占用物件等については、許可後速やかに調定し、適正に処理している。

ウ 監査後、適正に処理している。

エ 監査後、消費税の加算については、適正に処理している。

オ 監査後、占用料の免除については、新規又は更新にかかわらず免除の根拠を決裁上明確にすることとした。

## 9 和歌山県立和歌山北高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年7月28日

## (2) 監査の結果

## 注意事項

寄宿舎の配水管等の修繕費を公費以外で処理した事例があったので、総計予算主義の原則に従い、適正に処理されたい。

## 検討事項

学校内に設置された自動販売機5台について、PTAに許可を与え、使用料を全額免除しているが、自動販売機の不具合の際の連絡及び電気料金の実費の請求を学校が直接設置業者に行っており、PTAが関与していないことから、申請者及び許可先を自販機設置業者に改めるとともに、使用料の徴収について教育委員会事務局と協議されたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

## 注意事項

公会計処理が妥当である事例については、学校における会計処理の原則に従い、今後、適正な会計処理を行うようにした。

## 検討事項

当該自動販売機については、生徒等の福利厚生のためにPTAが設置許可を受けたものであり、自動販売機の不具合の際の連絡及び電気料金の支払等の管理については、本来PTA職員が行うべきであることから、今後はPTAが適正に管理する。

## 10 和歌山県立和歌山高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年7月28日

## (2) 監査の結果

## 注意事項

集中調達物品の消耗品費の納品書の受付において、発注課室の受付印の中に、当該物品を受け付けた職員の個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

集中調達物品の消耗品費の納品書の受付方法について、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知を職員に周知徹底を行い、再発防止に努めている。

## 11 和歌山県立桐蔭高等学校・中学校

(1) 監査実施年月日 平成23年7月28日

## (2) 監査の結果

## 検討事項

北門の東部外壁より北側の現況道路敷となっている土地が学校用地として存しており、教育財産として使用されていないので、適切に財産管理をするよう所管部と協議されたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

当該用地については、平成22年12月24日に和歌山市の地籍調査において境界確定の作業が実施され、現在、当該用地を学校用地から公衆用道路として分筆されるよう関係機関（教育委員会及び和歌山市）と協議を行っている。

## 12 和歌山県立和歌山東高等学校

## (1) 監査実施年月日 平成23年7月28日

## (2) 監査の結果

## 注意事項

教育財産使用許可について、土地に対して、支柱2本、支線1本の使用許可をしているが、土地は和歌山市からの借受財産となっており、使用許可には該当しないため、適正に処理されたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

教育委員会と協議し、平成23年9月26日付けで、使用許可の取消しの処理を行った。

また、今後も電柱敷として使用する必要があることから、和歌山市に校地の借用に係る使用目的の変更の届出を行い、適正に事務処理を行っている。

## 13 和歌山県立星林高等学校

## (1) 監査実施年月日 平成23年7月28日

## (2) 監査の結果

## 注意事項

代行員（補充職員）の賃金支払について、賃金支払明細書の勤務日数と出勤簿及び勤務日誌の日数が相違している事例があった。不足分の賃金については、公費以外で支払われているが、勤務をした日数に係る賃金については、公費で支給されたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

代行員の賃金支払について、勤務をした日数に係る賃金については、公費により支給し、適正な会計処理を行っている。

## 14 和歌山県立和歌山西高等学校

## (1) 監査実施年月日 平成23年7月28日

## (2) 監査の結果

## 注意事項

ア 旅行命令簿において、夜間帰着に該当する帰着時間ではないのに夜間帰着と記載されており、旅費が加算されていたので、適切に処理されたい。

イ 備品購入費の支出において、履行確認を行っていないものがあったので、適正に処理されたい。

ウ 平成22年度にPTA会長から寄附を受けた軽貨物自動車については、物品管理等事務規程上の諸手続を行い、公用車として管理されたい。

エ 通常のPTA会費とは別に新入生から集めている入学協力金（PTA振興費）の使途において、公会計処理が妥当と考えられる事例があるので、学校における会計処理の原則に従い、適正な会計処理を行われたい。

## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 夜間帰着の記載を訂正し、加算分の返納を行い、適切に処理した。

イ 備品購入時の履行確認について記載漏れがあったが、今後このようなことのないよう、適正に事務処理を行っている。

ウ 軽貨物自動車について、PTAから学校への寄附であると認識していたが、寄附者（PTA会長）の意

向は違っており、車の所有者名義をPTA名義に変更する手続を行った。

エ 公会計処理が妥当である事例については、学校における会計処理の原則に従い、今後、適正な会計処理を行うとともに、入学協力金については、PTA本会計に組み入れ、PTA会則に従い、生徒への還元という原則のもと、適正な会計処理を行っている。

15 和歌山県立海南高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

空調設備洗浄業務委託の簡易公開調達において、入札の参加条件を業務種別の小分類「建築物清掃」としていたため、参加業者も少なく、入札も不調に終わっている。空調設備洗浄業務については、「冷暖房設備等保守」を参加条件とし競争性が確保されるよう適切に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

簡易公開調達では、当該業務にかかわらず業務種別を精査し、今後適正に処理を行うようにした。

16 和歌山県立陵雲高等学校

(1) 監査実施年月日 平成23年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 集中調達物品以外の物品の納品において、納品書が保存されていないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

イ 使用料及び賃借料に係る支出負担行為2件において、会計課に合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知並びに関係規程を職員に周知徹底し、納品書の保存漏れがないよう適正な処理に努めている。

イ 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等関係規定を再確認し、支出負担行為の合議漏れがないよう職員に周知し、適切に事務処理を行うよう徹底している。

17 和歌山県立紀伊コスモス支援学校

(1) 監査実施年月日 平成23年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

支出負担行為2件が会計課へ合議されていなかったもので、適正に処理されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

支出負担行為の合議漏れがないよう、和歌山県財務規則を確認するよう職員に周知徹底を行い、適正な会計事務に努めている。

18 和歌山東警察署

(1) 監査実施年月日 平成23年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

道路標識の緊急小規模修繕（5万円未満）について、同一業者と随意契約を行っているので、業者の選定が公平となるよう改善されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

道路標識の修繕に際しては、標識の視認性についての施工技量を具備し、かつ緊急時に対応できる業者を把握し、同一業者に偏らないよう発注することとする。

19 和歌山西警察署

(1) 監査実施年月日 平成23年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

道路標識の緊急小規模修繕（5万円未満）について、同一業者と随意契約を行っているので、業者の選定が公平となるよう改善されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

道路標識の修繕に際しては、標識の視認性についての施工技量を具備し、かつ緊急時に対応できる業者を把握し、同一業者に偏らないよう発注することとする。

## 20 和歌山北警察署

(1) 監査実施年月日 平成23年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

道路標識の緊急小規模修繕（5万円未満）について、同一業者と随意契約を行っているので、業者の選定が公平となるよう改善されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

道路標識の修繕に際しては、標識の視認性についての施工技量を具備し、かつ緊急時に対応できる業者を把握し、同一業者に偏らないよう発注することとする。

## 21 海南警察署

(1) 監査実施年月日 平成23年7月29日

(2) 監査の結果

注意事項

道路標識の緊急小規模修繕（5万円未満）について、同一業者と随意契約を行っているので、業者の選定が公平となるよう改善されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

道路標識の修繕に際しては、標識の視認性についての施工技量を具備し、かつ緊急時に対応できる業者を把握し、同一業者に偏らないよう発注することとする。

## 22 和歌山県税事務所

(1) 監査実施年月日 平成23年8月22日

(2) 監査の結果

注意事項

ア 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は前年同様96.7%であるが、平成22年度末の収入未済額は、約13億5450万円と、約1億4700万円減少している。

しかしながら、個人県民税については、収入率93.6%と前年度と同様であり、県税全体の収入未済額における個人県民税の収入未済額が占める割合は、約66%と大きなものとなっているため、管内市町への職員の派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従い、その強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

イ 他県からの県税徴収嘱託を受けた分について、過年度に収納済でありながら、平成22年度に処理することなく、歳入歳出外現金として保管したままの状態が翌年度に繰り越している事例があるので、速やかに適切な事務処理をされたい。

ウ 旅行命令・旅費支出において、最も経済的な通常の経路及び方法で計算されているとは考えられない事例があったので、適切に処理されたい。



## (3) 監査の結果に基づき講じた措置

ア 事務所の基本方針に基づき次のような取組を行った。

## (ア) 徴収目標の設定及び進行管理並びにスキルアップ研修

今年度目標収入率と収入未済額圧縮率に基づいた数値による徴収計画を策定し、毎月開催する徴収対策本部会議(所長、次長、納税課長及び各グループリーダー)で、目標数値と実績数値を見比べながら進行管理を実施している。

また、滞納整理や公売といった各種研修に積極的に参加することはもちろんのこと、職場においても毎月の課内研修で、職員が外部研修で学んだことや事例等を発表し、能力アップを図っている。

## (イ) 高額滞納事案の集中取組

滞納繰越分で本税と延滞金との合計が40万円以上の滞納及び現年課税分で本税が50万円以上の滞納を高額滞納事案と選定し、納税課長を筆頭に各グループリーダーとの計4名で各種調査、臨戸による催告及び財産の差押など集中的に取り組んでいる。

## (ウ) 課税部門との連携による滞納整理への早期着手

住所移転情報の事前の把握による納税通知書の返戻の縮減、迅速な調査による返戻納税通知書の早期再発付、高額課税情報等の提供など、課税部門から徴収確保に向けた協力を得ることにより、早期に滞納整理に着手するように努めている。

## (エ) 大量に発生する滞納案件の早期対応の実施

一時に大量の滞納件数が発生する現年自動車税については、督促状・差押予告状の発送を早期に実施することにより、早い段階での滞納整理が可能となり、滞納件数の縮減に寄与している。

また、早期に案件分類を進め、早い時期から滞納処分(差押)が開始できるよう緊急雇用制度を活用し、12名の納税促進員による現年自動車税の連続した納税勧奨及び滞納者の実態調査を行っている。

## (オ) 個人住民税の包括的な徴収対策の実施

個人県民税の未収金については、昨年度に引き続き、管内市町と県職員の派遣協定を締結するとともに、海南市及び紀美野町においては、地方税法第48条の直接徴収を実施している。

また、管内市町と定期的(3か月ごと)な徴収強化に関する協議を行い、滞納縮減、滞納整理の進行管理、現年度の徴収強化及び滞納整理手法の情報交換を行っている。特に、滞納整理業務の一環として、管内市町の高額滞納事案について個々具体的に進行管理の協議を行い効率化を図っている。

なお、延滞金についても上記方針に従い適正な債権管理に努めているところであり、管内市町に対しても延滞金の適正な管理及び滞納整理の実施に努めるよう助言している。

イ 県税徴収嘱託の歳入歳出外現金として保管したままの徴収金については、早急に相手方と連絡をとり速やかに処理し、すでに相手方に支払いを済ませている。

今後このような事態が起こらないよう、日々歳入歳出外現金の管理を行っている。

ウ 旅行命令・旅費支出において、職員等の旅費に関する条例(昭和41年和歌山県条例第34号)等に基づき、最も経済的な通常の経路・方法の選択について、所属長が事務効率等総合的に判断し適切に処理している。

## 23 社団法人わかやま森林と緑の公社

(1) 監査実施年月日 平成23年8月24日

(2) 監査の結果

## 注意事項

造林事業の事業費の財源は、その大部分が日本政策金融公庫及び県からの借入金であり、平成22年度末の借入金残高は、約125億3000万円となっている。

また、造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となると考えられるが、一方、近年木材価格は、低迷しており、経営環境は、非常に厳しい状況にある。

今後とも、他都道府県の動向を注視しながら、長伐期施業転換への契約変更（50年から80年に契約変更）、施業単価の見直し、間伐事業の重点実施など、貴団体が策定した「分収林経営改善計画」を確実に実施されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

県の新行財政改革推進プランに基づき、県の監督支援の下で、将来、木材価格の向上をもってできるだけ借入金の返済が出来るよう公社の経営を改善するため、定額助成事業の活用や間伐事業の重点実施により、投資経費を縮減するとともに管理費及び人件費を中心とした経費の節約に努め、経営の効率性を高めている。

また、路網整備等による生産コストの削減に努め、現在進めている長伐期施業のための契約変更を継続するなど、平成20年度に策定した分収林経営改善計画を確実に実行し、経営の健全化に努める。

24 和歌山県土地開発公社

(1) 監査実施年月日 平成23年8月24日

(2) 監査の結果

注意事項

宅地造成地内に公社が築造した道路等の公共施設（敷地を含む。）のうち、地方公共団体への移管が完了していない施設については、引取先地方公共団体の基準への適合等の問題があるが、引き続き早期移管に努められたい。

検討事項

和歌山県土地開発公社の保有する土地について、平成22年度に住宅の分譲地として、岩出紀泉台（2件）、新宮蜂伏（3件）が売却されており努力されているが、依然として残っている土地が存在しているので、今後とも、その売却に努められたい。

また、古座上野山団地及び打田第2の完成土地についても、早期処分に努められるとともに、紀泉台西部土地についてもその活用の方途を検討されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

注意事項

公共施設の移管については、可能なところから順次、補修等の整備を行い、地元公共団体に移管している。

岩出紀泉台污水处理施設及び下水管については、平成23年10月に岩出市に移管した。

また、川永団地の道路については、平成22年度から和歌山市への移管を進めており、平成23年度中に延長1,343.5mを移管する。残る延長2,140.9mについても早期移管を進める。

検討事項

平成23年度の住宅団地販売状況は、11月1日現在、貴志川長山団地で1区画、新宮蜂伏団地で9区画が売却済みである。

また、古座上野山団地、打田第2についても社団法人和歌山県宅地建物取引業協会等への紹介委託制度及びインターネットオークションの活用などにより早期売却に努めている。紀泉台西部については、現在事業を凍結しているが、利活用の方途について検討している。

## 諸 報

### 和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成24年2月20日をもってその書類の送達があったものとみ

なされる。

平成24年1月31日

和歌山県収用委員会会長 月山純典

1 事件名

一般国道24号改築工事（京奈和自動車道「紀北東道路」）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替  
公示に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

平成24年1月17日付け和収第22号「審理の開催について（通知）」

3 送達を受けるべき者

住所・居所不明

登記名義人 木村孫次郎の法定相続人 山縣幸子

溝口日月

登記名義人 松浦孫助の法定相続人 松浦元昭

登記名義人 中川由兵衛の法定相続人 中川艶子

中川一男

登記名義人 森下イセノの法定相続人 高田敦義

登記名義人 岡田市松の法定相続人 岡田ワイ

登記名義人 神前茂雄

（ただし、不動産登記簿記載住所 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字短野291番地）

存否不明

登記名義人 木村孫次郎の判明していない他の法定相続人

登記名義人 木村直之助

登記名義人 阪口直之助

登記名義人 木村マサノの法定相続人 木村市之助

登記名義人 山中磯助

登記名義人 森下イセノの判明していない他の法定相続人

登記名義人 山中津右衛門

登記名義人 小畑常太郎

登記名義人 根来留造

公 告

平成23年11月13日に実施した平成23年度和歌山県行政書士試験の合格者受験番号は、次のとおりである。

平成24年1月31日

財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯部 力

受験番号

5910001 5910015 5910017 5910044 5910052 5910067 5910072 5910076 5910080 5910112

5910143 5910180 5910187 5910188 5910190 5910201 5910233 5910235 5910254 5910257

5910269 5910287 5910329 5910340 5910341 5910352 5910372 5910394 5910472 5910569